

# 決 定 書

## 第1 監査の請求

### 1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認められたので、令和6年6月18日付けでこれを受理した。

### 2 請求人

住所 豊後大野市

### 3 請求の要旨

豊後大野市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の記載、事実証明書及び陳述等の内容によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである。

令和5年4月1日施行の豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業補助金交付要綱（平成30年豊後大野市告示第52号。以下「令和5年度交付要綱」という。）には、「第3条に補助対象団体、第4条に補助対象事業、また補助対象経費等を規定する第5条第2項では、この補助金は、同一の事業に対して2回までに限り交付できるものとする。」との各条文が存在するにもかかわらず、学生コースとして他の補助率が90%に対し、100%とする等の内容の令和6年度豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業募集要項（以下「本件募集要項」という。）を作成し、令和5年度と異なる採点方法（採点者＝審査委員会の委員の変更）で実施された。審査委員会の委員は、令和5年度交付要綱第18条第1項第1号から第7号までのうち、第7号の民間委員若干名が大半であり、第2号の総務企画統括理事、第3号の生活福祉統括理事、第4号の産業建設統括理事、第5号の教育次長、第6号のまちづくり推進課長と明記されているにもかかわらず、第2号から第5号までの4名は欠席となっており、特に審査会場に同席しながら採点しない第6号のまちづくり推進課長は、職務放棄である。

さて、本件募集要項によると、今回から公開によるプレゼンテーション審査（以下「本件審査」という。）が実施されたが、一般市民には公開されず、関係者のみに限られていた。

そもそも、令和5年度交付要綱の趣旨にあるように、豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業(以下「本件事業」という。)は、未来へ向けて活力ある豊後大野市を創っていくため、市民が自治の主体であることを自覚し、地方自治の本旨に則り、市民、市議会、行政のそれぞれの役割や関係、まちづくりの仕組みやルールを明らかにした豊後大野市の最高規範となる豊後大野市まちづくり基本条例(平成24年豊後大野市条例第7号。以下「本件基本条例」という。)に基づいており、一般市民に対し傍聴を許さないなど言語道断だと抗議する。プレゼンテーション提案者に審査委員会の委員の紹介もなしに、1、2、3、4、5で審査委員会の委員を番号で指名するやり方や関係者以外に非公開にすることは改善の余地がある。

また、令和5年度交付要綱によると活動促進コースは30万円、しかし本件募集要項は45万円であるから、採択数4件×15万円の60万円が将来の誤った支出となる。令和5年度交付要綱は、本件募集要項より優先するから、学生コース30万円は、令和5年度交付要綱の趣旨の「公益的な活動を営む団体」に該当しないから廃止すべきである。

以上の理由で、本件審査は誤った審査委員会の委員で行われ不当であるから、審査のやり直しをするか、豊後大野市補助金等交付規則(平成17年豊後大野市規則第50号)第8条に定める、「市長は、特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部を取り消し、又は変更することができる。」の措置を請求する。

具体的に言えば、採択数4件×15万円の60万円と廃止すべき学生コース30万円の公金の支出は不当であるから、豊後大野市(以下「本市」という。)に合計額90万円の損害が出る。よって、審査のやり直しをするか、審査のやり直しをしないときは、該当する補助金合計額90万円の支出をしない措置を請求する。

また、令和6年7月11日の陳述によると、令和5年度交付要綱第5条第2項に、「2か年継続事業が可能」との規定が存在していたが、令和6年4月1日施行の豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業補助金交付要綱(以下「本件交付要綱」という。)は削除されており、本件事業は、継続性がその重要な要素となっており、2か年継続の提案は尊重されなければならない。よって、この条文を廃止するならば、令和7年4月1日から実施すべきであり、令和6年度から実施するという行政手法は違法だと言わざるを得ない。

そこで、令和5年度交付要綱が正当であり、この令和5年度交付要綱に従わない補助金の増減は違法又は不当であるから、90万円の支出をしない措置を請求する。

#### 4 要件審査

本件請求については、令和6年6月27日に要件審査を行い、法第242条の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を付与する旨通知したところ、令和6年7月11日に、陳述書という名称の追加資料の提出があり、同日、請求人が陳述を行った。

#### 2 監査対象事項

本件請求における本件請求書、事実証明書及び陳述の内容から、監査対象は次のとおりとした。

- (1) 請求人は、本件審査は誤った審査委員会の委員で行われ、不当であると主張する。そのため、本件審査に係る事実関係の確認、本件審査の違法性又は不当性の存否、措置を講ずる必要が認められるかについて監査する。
- (2) 請求人は、令和5年度交付要綱が正当であり、令和6年度から、「2か年継続事業が可能」という定めを削除することは、違法な行政手法であり、この令和5年度交付要綱に従わない補助金の増減は違法又は不当であると主張する。そのため、本件交付要綱の運用に関する事実関係の確認、行政手法の違法性又は不当性の存否について監査する。
- (3) 市長が、令和6年に支出した、上記(1)の本件審査、上記(2)の本件交付要綱及び行政手法に基づく公金の支出（以下「本件支出」という。）に係る事実関係の確認、本件支出の違法性又は不当性の存否、措置を講ずる必要が認められるかについて監査する。

また、本件請求については、本件審査のやり直し、補助金の交付の決定の全部の取消し等並びに本件審査及び本件交付要綱に基づく本件支出をしない措置を求める請求が含まれていることから、法第242条第4項の規定による暫定的停止勧告の適否について検討する必要があると認め、必要な調査検討を行った。この調査検討に際しては、不当ではなく、違法であることが相

当程度具体的に、請求人が提出した証拠に基づいて疎明されることが必要である。

しかしながら、本件請求の対象となった本件審査、本件交付要綱並びに本件審査及び本件交付要綱に基づく本件支出について、違法であると思料するに足りる社会通念上、客観的にみて合理的な理由がなく、また、適正な手続を経て予算措置されたものであることから、本件請求に係る監査結果を決定するまでの間に本件審査のやり直し、補助金の交付決定の全部の取消し等並びに本件審査及び本件交付要綱に基づく本件支出の暫定的停止勧告をする必要はないと判断した。

### 3 監査対象機関の監査の実施

本市まちづくり推進課を監査対象機関とし、法第 199 条第 8 項の規定により、令和 6 年 7 月 16 日に、監査を実施した。

## 第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように判断した。

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### (1) 本件事業の概要について

本件事業は、活動拠点が本市内にあり、継続的な活動が期待できる、市民活動団体等の先駆性や柔軟性をいかしたアイデアやノウハウによって、より効果的な地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を目指すものである。市民活動団体等が応募した事業アイデアが採択された場合、事業の実施に直接必要とする、謝礼金、消耗品費、外部委託費などの経費に対して補助する事業である。

豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業補助金交付要綱は、本件事業の補助対象事業、補助対象経費、補助金額、補助対象団体等を定めた告示である。

平成 30 年度から本件事業を開始し、令和 5 年度までに 28 団体が本件事業に取り組んでいる。

(2) 本件交付要綱について

本件交付要綱は、豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和6年豊後大野市告示第35号）において改正され、成立しているところ、同改正の効力はその公示により効力を生ずると解する（最高裁昭和25年10月10日判決参照）。なお、公示とは公表して市民が知ることのできる状態に置くことである。

上記改正告示は、令和6年3月26日に市役所前の掲示場に掲示することにより公示しており、その効力が生じている。

そして、同改正告示について、同改正告示の附則には、「この告示は、令和6年4月1日から施行する。」と定められている。

以上のことから、本件交付要綱は令和6年4月1日から施行していると認められる。

(3) ホームページについて

請求人は、本市のホームページに掲載している本市例規集を閲覧して、令和5年度交付要綱を確認したと思料する。本件請求書が提出された令和6年6月18日時点では、同年1月19日現在の例規情報を掲載していた。その後、令和6年7月9日に、同年4月30日現在の例規情報に更新されている。そのため、請求人は、本件交付要綱ではなく、令和5年度交付要綱を基に、主張しているものと思料する。

このように、本市のホームページに掲載されている本市例規集は、随時更新されているわけではなく、おおむね3か月ごとに、例規情報を更新している。

つまり、本市のホームページに最新の例規情報が掲載されていなくとも、市役所前の掲示場に、改正告示を掲示していれば、既に一定の内容をもって成立した本件交付要綱を周知させるために外部に表示したことになり、そのことにより本件交付要綱は効力を生ずることになる。

(4) 本件審査について

上記(2)のとおり、本件交付要綱は、令和6年3月26日に改正告示を公示しており、改正の効力を生じている。

請求人は、「本件審査は誤った審査委員会の委員で行われ不当である。」と主張するが、本件交付要綱第18条第1項では、「前条の審査委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。」と規定さ

れ、同条同項第1号で「副市長」、同条同項第2号で「識見を有する者 若干名」と定められている。

そのため、令和6年度の審査委員会の委員は、本件交付要綱に基づき組織されている。請求人が主張する誤った審査委員会の委員で行われていないため、不当な審査ではないと認められる。

よって、本件審査は、適正であり、審査のやり直し等の措置を講ずる必要はないと認められる。

(5) 補助金額等について

請求人は、「令和5年度交付要綱によると活動促進コースは30万円、しかし本件募集要項は45万円であるから、採択数4件×15万円の60万円が将来の誤った支出となる。令和5年度交付要綱は本件募集要項より優先するから、学生コース30万円は、令和5年度交付要綱の趣旨の「公益的な活動を営む団体」に該当しないから廃止すべきである。」と主張する。

しかしながら、本件交付要綱第4条で、「この補助金は、別表第2の左欄に掲げる事業区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる補助金額を交付する。」と定められており、別表第2では、一般コースの通常枠で45万円を、学生コースで30万円を、それぞれ上限としている。

よって、事業区分ごとの補助金額は、本件交付要綱に基づくものであり、誤った支出等であるとは認めることができない。また、請求人が主張するように、単に学生コースという事業区分の名称のみをもって、公益的な活動を営む団体に該当しないと直ちに解することは、本件交付要綱及び本件基本条例の基本原則等の規定の文言の文理、若者の柔軟なアイデアを募集することを目的とした、学生コース創設の経緯に照らすと、相当ではないというべきである。さらに、本件募集要項は、本件交付要綱に基づき定められており、内容も整合性を持っているため、学生コースを廃止すべき理由は何ら認められない。

(6) 2か年継続事業について

本件交付要綱第4条第2項では、「この補助金は、同一の事業に対して2回までに限り交付することができるものとする。」と定められており、規定する条は異なるものの、この条文は、令和5年度交付要綱から削除されていない。

ただし、令和5年度豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業募集要項（以下「令和5年度募集要項」という。）の7、応募手続では、

「活動深化コースは、2か年継続事業として提案することもできます。」と定められていたが、本件募集要項の7、応募手続の規定では、活動深化コースが廃止されたことに伴い、「活動深化コースは、2か年継続事業として提案することもできます。」との規定は削除されている。

この点、令和5年度の本件事業において、2か年継続事業として提案した団体がいたが、実際に2か年継続事業として採択された団体はない。

つまり、本件募集要項から2か年継続事業の規定が削除されていたとしても、直ちに不利益を被る団体は存在せず、また引き続き、本件交付要綱第4条第2項では、「この補助金は、同一の事業に対して2回までに限り交付できるものとする。」と定められている。

上記募集要項についての市長の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用等があったとは認められないため、市長の行政手法に違法性又は不当性を認めることはできない。

よって、本件請求書の要旨及び陳述の内容のとおり90万円の支出をしない措置を講ずる必要はないと認められる。

なお、請求人は、令和6年7月11日の意見陳述の際には、本市のホームページに掲載している本市例規集などから、令和5年度交付要綱が本件交付要綱に改正されていると認識していたことが思料された。

## (7) 本件支出について

### ① 支出負担行為について

法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と定められている。本件支出に係る予算は、令和6年第1回豊後大野市議会定例会で議決されている。また、本件事業の6つの実施団体に対する支出の原因となる交付決定が、それぞれ、令和6年6月20日、同月21日、同年7月1日、同月4日、同月5日、同月8日に、本件交付要綱第10条に基づきなされており、支出負担行為は、交付決定に基づきそれぞれ交付決定日に、支出負担行為決議書により適正に行われている。

### ② 支出命令について

法第232条の4第1項では、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。」と規定され、同条第2項では、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当

該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」と定められている。

本件支出に係る支出命令については、本件事業の6つの実施団体から提出のあった、令和6年6月24日、同年7月2日、同月4日、同月10日、同月11日、同月29日付けの本件事業に係る交付請求書に基づき、支出命令がなされ、会計管理者による確認の上、同年7月5日、同月12日（2団体）、同月17日、同月24日、同年8月7日に、それぞれ適正に概算払により支出されている。

③ 概算払について

本件交付要綱第11条第2項では、「この補助金は、精算払又は概算払の方法により交付するものとする。」と定められており、それぞれ本件事業の実施団体から市長に概算払の方法で交付するよう請求されている。

④ 本件支出の違法性又は不当性

本件支出に係る支出負担行為、支出命令及び支出等は、法令に基づき適正に支出されていることが認められた。

また、上記(4)のとおり、本件交付要綱は、適正に効力を生じており、本件審査が不当なものではなく、本件審査及び本件交付要綱に基づく公金の支出も、不当な公金の支出には当たらない。

よって、本件審査及び本件交付要綱に基づく公金の支出は適正に処理されていることから、請求人の主張には理由がないと判断する。

(8) 判断

以上のことから、本件交付要綱は適正な手続により効力を生じており、本件審査については、本件交付要綱に基づき適正に審査されている。また、本件審査及び本件交付要綱に基づき、適正に公金の支出がされており、本件支出は違法又は不当ではなく、本件請求は理由がないものとして棄却する。

令和6年8月15日

豊後大野市監査委員 芝田 榮造  
豊後大野市監査委員 小野 順一